

松戸市水道事業業務委託最低制限価格取扱要領新旧対照表

新旧対象条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第2条(略) (最低制限価格)</p> <p>第3条 前条の契約に係る最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額を下回らない範囲内で定めるものとし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第4条(略)</p>	<p>第1条～第2条(略) (最低制限価格)</p> <p>第3条 前条の契約に係る最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額を下回らない範囲内で定めるものとし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。<u>ただし、単価での契約をする場合においては、1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>第4条(略)</p>